

第 2 3 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 7 年 6 月 1 8 日開会

令和 7 年 6 月 1 8 日閉会

米沢市農業委員会

令和7年6月18日（水）午後2時30分 米沢市農業委員会第23回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（17名）

1 番 小関善隆 委員	7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 欠 員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員

欠席通告委員（1名）

8 番 樋渡由美 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（2名）

農業振興課

農 業 振 興 主 査	嵐 田 浩 司
主 任	伊 藤 文 昭

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	相 田 悦 志
事務局長補佐兼農地主査	宮 原 功
農 政 振 興 主 査	高 世 琢
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|----------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 地域計画変更申出書に係る意見聴取について |

2. その他

開 会 午後2時30分

高世主査 これより第23回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を5番 宮崎雅文委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

高世主査 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 広報委員会終了後の定例総会、大変ご苦労さまでございます。

日曜日、結構強い雨が降って、その後は真夏日といえますか、30度を超えるような日がこれからも続く予報であります。いつ梅雨が来て、いつ終わったのかが分からないような、四季がないといえますか、春が短くすぐ夏になって、秋が短く冬になるというような気候に最近なっているということで、これも温暖化の影響があるのではないかと。サクランボについては、山形県は去年に引き続きかなり不作だということであり、気温が高くなっていくと恐らく品質的にも、うるみ果が出てきたりして、これも収量の減っていく一つの原因だと。サクランボの適地が青森とか北海道に変わっていくということも言われていますが、まずあまり暑くならないように、熱中症等も心配でありますので、そう願いたいと思ったところであります。

毎日、小泉劇場といえますか、これがありまして、今年の作況はとか、そういうことが今度言われなくなって、もう作況を発表しないと。じゃあ何でするのか、実収に合うようにするのだと。言っていることは収量を量れるコンバインがあるからそれを基にしたり、いろいろAI使ったりというように、そういうことができると。それも誰かに相談するとかいろんな検討もしないで即決したと。その後も、コンバインが高いからリースとか何かというのも、経団連といろんな会議をしている中で出てきた。あとは直播き、乾田で水を使わない農業でコスト下げるんだと、そうしている法人の代表と話したりして、それですぐ指令していくとか、その日言ったことをすぐ発表して決めていくと。作況指数については何十年と続いてきたものが、たった一言で、一瞬でなくなったんだとすると、いかななものかなと思うわけであります。作況によって、例えば加工米の量とか、餌米の出荷の量というのを今までそれで決めていたわけで、その指標もできなくなるということで、いろんな問題あると思いますけれども、あまりにも思いついたことをためらいなく言ってしまうと。どこかにそのひずみが出てくるのではないかなということでもあります。いろいろ毎日のように報道とかワイドショーありますが、米の問題が出てこない、これほど話題になっていることないんですけども、それが本当に生産者のことを考えて言っているのか、どこを向いてそういう報道がなさ

れているのか、ちょっと分からない面もあるところであります。やっぱり、いろいろと声を上げていくときには声を上げていくということも必要ではないかなと思ったところでありました。

総会終了後に、年金協会代議員会もありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。本日は大変ご苦労さまでございます。

高世主査

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は17名であります。欠席通告は、8番の樋渡由美委員であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第23回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、10番 遠藤伊一委員、12番 橋本政美委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

高世主査

(挙手)

議 長

高世主査。

高世主査

議案の訂正はございません。よろしくお願いします。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号5号から6号の計2件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田1筆 66.00㎡、畑1筆 92.00㎡、合計2筆 158.00㎡です。

受理番号5号 申請人 ○○○○ 外1名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、平成2年頃より住宅敷地として利用しているものです。

受理番号6号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。利用状況は、昭和56年頃より建物敷地として利用しているものです。

議 長
全 委 員
議 長

以上、よろしくお願いします。

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和7年3月17日開催の第20回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条の案件について、受理番号35号は一般社団法人 山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付以降で許可する必要があります。また、当案件は都市計画法の開発行為の手続を併せて行っているため、開発行為許可日との調整も必要となります。よって、常設審議委員会からの答申書が令和7年3月19日付であること、開発行為許可日が令和7年6月5日付であることから、下記の日付で許可しました。受理番号35号 事業者 ○○○○の1件、許可日 令和7年6月5日。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に審議を求めます。

受理番号21号から26号の計6件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田2筆 2, 141. 00㎡、畑21筆 6, 692. 00㎡、合計23筆 8, 833. 00㎡です。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 23号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

受理番号 24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号 21号から 26号を上程いたします。

7 番

(鈴木和義委員 挙手)

議 長

7 番 鈴木委員。

7 番

7 番 鈴木です。21号、22号、併せて報告させていただきたいと思えます。

初めに、受理番号 21号ですが、売買による案件です。渡人の○○さんは、現在埼玉県に住んでおられまして、田畑の処分ということで、△△さんの自宅並びに△△さんが耕作する農地に隣接する圃場の売買です。特に何も問題ないかと思われます。

次に、22号についてですが、同じく○○さんが売買ということで、△△△△さんの息子さんとお話をして、現在、耕作している土地であり、これからは耕作をしていきたいということでしたので、何も問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いします。

議 長

続いて、23号。

3 番

(山王堂民栄委員 挙手)

議 長

3 番 山王堂委員。

3 番

3 番 山王堂です。受理番号 23号についての調査結果を報告いたします。所在、地番、面積、受人、渡人等は記載のとおりです。これは贈与の申請で、所有権移転するということでもあります。渡人は千葉県に住んでいまして、受人もこちらに住んでいないということで、受人のお兄さんに直接2回ほど行って話をお聞きしてきました。場所は、芳泉町の長松寺の真向かいになっております。受人は船橋市に住んでいますが、春、夏、秋は米沢に来て農業をやりたいということで、結構荒れた土地ですが、栗とかいろんな木をきれい

にして、農機具はお兄さんが隣に住んでいますので、トラクターを借りたりして耕すということでした。大変いいことではないかなと、許可相当と判断しましたので、報告いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

続いて、24号。

(我彦正福委員 挙手)

2番 我彦委員。

2番 我彦です。受理番号24号について調査結果を報告いたします。所在、地番、面積は記載のとおりです。場所は、旧関根小学校から300メートルほど南に行ったところで、今回賃貸借で借りる△△△△さんの家の前です。6月1日に話を聞いてきました。今までは、〇〇〇〇さんのところで4年間ほどベニバナとか花の栽培をやってきたんですが、今回独立して花を栽培したいということでした。栽培したものを農協に販売をするという話をしていました。機械は借りながらやっていきたいということです。まだ26歳で、これからばりばりやっていけるという話を聞いて頼もしく思いました。問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

議 長
5 番
議 長
5 番

続いて、25号。

(宮崎雅文委員 挙手)

宮崎委員。

5番 宮崎です。25号に関しまして調査結果を報告させていただきます。通町6丁目の通町郵便局の東側の場所になります。渡人、受人は記載のとおりです。自宅脇の畑ということで、〇〇さんの土地を△△△△さんが引き受けられまして、購入後はナスなどを栽培して家庭菜園、畑として利用していきたいという内容の申請になります。6月3日、現地を確認してきました。現在も畑として利用されており、きれいに耕作されてナスが定植されていた状態でした。問題ないかと思われます。よろしく願いいたします。

議 長
1 9 番
議 長
1 9 番

続いて、26号。

(桐澤林右衛門委員 挙手)

19番 桐澤委員。

19番 桐澤です。申請人、渡人、受人、土地の表示は記載のとおりです。〇〇〇〇さんの畑を△△△△さんが購入するという案件で、申請代理者の〇〇行政書士に電話で確認しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの受理番号21号から26号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号21号から26号について、許可することに異議あり

全 委 員
 議 長

ませんか。
 異議なし。
 異議がないので、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
 は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
 次に、議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題と
 いたします。
 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
 議 長
 瀧口主査

(挙手)
 瀧口主査。
 議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。次のとおり、農
 地法第 4 条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員
 会に付議します。
 受理番号 2 号の計 1 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑
 のみ 1 筆 290.00m²です。
 受理番号 2 号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載
 のとおりです。転用事由は住宅敷地の拡張です。こちらは都市計画法の用途
 地域内の第 3 種農地です。
 以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。
 それでは、受理番号 2 号を上程いたします。

6 番
 議 長
 6 番

(木村彰博委員 挙手)
 6 番 木村委員。
 6 番の木村です。受理番号 2 号について調査結果を報告いたします。農地
 転用の申請です。申請人等必要事項につきましては議案書に記載のとおりで
 す。場所は中田町になりまして、下中田公民館から少し東に行ったところにな
 ります。申請人の○○○○さんに現地でお話を聞いてきました。申請地は、
 ○○さんの家の前の畑で、今まで自家用野菜を栽培していましたが、家族の
 車が増えて青空駐車のあるため、申請地に車庫を建設したいということ
 でした。周辺農地等に影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお
 願いいたします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号 2 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員
 議 長
 全 委 員
 議 長

なし。
 ないので、受理番号 2 号について、許可することに異議ありませんか。
 異議なし。
 異議がないので、議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、

は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号8号から13号の計6件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田6筆 1, 742.00㎡、畑4筆 1, 015.00㎡、合計10筆 2, 757.00㎡です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場の造成のためです。こちらは集落接続の第1種農地です。

受理番号11号 渡人 ○○○○ 外2名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場の造成のためです。こちらは集落接続の第1種農地です。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、雪捨て場及び駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場の拡張のためです。こちらは既存施設の拡張の第2種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果についての報告をお願いします。

それでは、受理番号8号から13号を上程いたします。

5 番
議 長

(宮崎雅文委員 挙手)

5番 宮崎委員。

5 番

5 番 宮崎です。受理番号 8 号、9 号に関しまして私の担当ですので、調査結果をまとめて報告させていただきます。

まず、受理番号 8 号に関しまして、通町 7 丁目の場所になります。申請位置図の申請地 No. 8 をご覧いただければと思います。一方通行の道がありまして、北から南へ向かうほうの道の場所になります。渡人、受人は記載のとおりとなっており、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係ということになります。△△さんは息子さんということで、ご結婚により家族が今後増えるということで、申請地に住宅を建設したいという内容の申請となっております。6 月 3 日、現地を調査してきまして、〇〇〇〇さんと電話で内容を確認いたしました。現在、畑は休耕地で、少し農作業小屋があるんですが、当時は許可が不要だったと思われます。事前着工もなく問題ないかと思われます。

続きまして、9 号の内容に関しまして報告させていただきます。場所は、申請位置図の申請地 No. 9 をご覧いただきまして、春日接骨院、米沢四中の少し北側にあるんですが、春日接骨院の奥から細い道を少し入ったところの、一般住宅の裏側の土地になります。〇〇〇〇さんが渡人ということで、受人の△△△△ですが、申請地付近に貸家を所有しておりまして、入居者募集に当たり駐車場が少なく、場所を確保したいということで、駐車場の造成についての申請となります。同じく 6 月 3 日に現地調査をしてきまして、地目は畑になっておりますけれども、こちらも休耕地ということで事前着工もなく問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

それでは、10 号。

10 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

遠藤伊一委員。

10 番

10 番 遠藤です。私から、受理番号 10 号と 11 号の調査について報告いたします。

最初に 10 号であります。申請人、土地の表示等の詳細は議案書のとおりです。調査は 6 月 4 日に行いました。申請地は、上郷小学校の北側にあります。申請位置図にも載っていますが、ちょうどプールの北側で、この農地を〇〇〇〇が持っておりましたが、△△△△で所有権を移転して資材置場の造成に使いたいということでありました。問題はないかと思われますし、事前着工もありませんでした。よろしくお願ひしたいと思います。

11 号に移ります。申請人、土地の表示等の詳細は議案書のとおりです。調査は同じく 6 月 4 日、現地確認をしてきました。場所については、浅川の△△△△というお寺がありますが、前に申請のあった向かい側の田であり、駐車場の造成ということです。駐車場を今利用しておりますが、まだ駐車場が狭いということで、今回新たにこの場所を駐車場の造成ということで申請

している案件であります。事前着工もしておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長
1 9 番
議 長
1 9 番

続いて、12号。
(桐澤林右衛門委員 挙手)

桐澤委員。

土地の表示については記載のとおりです。渡人、〇〇〇〇さんが△△△△に売ることです。現地確認もしまして、〇〇行政書士にも電話で確認しました。事前着工もありませんでした。用途としては、共同住宅の雪捨て場及び管理用の車両等の駐車場の造成ということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
5 番
議 長
5 番

続いて、13号。
(宮崎雅文委員 挙手)

5番 宮崎委員。

5番 宮崎です。13号に関しまして調査結果を報告します。場所は、申請位置図をご覧くださいと思います。東大通3丁目の場所で、万世町片子のファミリーマートのやや南側の土地になります。申請人、渡人、受人とともに記載のとおりで、〇〇さんの土地を△△△△さんが引き受けられ、資材置場を確保したいという内容で、所有権を移転したいという申請になっています。△△△△さんは、申請地の土地の隣接する場所で事業を営んでおまして、今回いろいろと資材の場所を拡張したいということで申請に至りました。6月3日、現地調査をしてきまして、△△△△さんと連絡を取り内容を確認いたしました。事前着工もなく問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号8号から13号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号8号から13号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、を議題といたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐

(挙手)

議 長

宮原補佐。

宮原補佐 議第4号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、は、本日提出者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当課職員がご説明を申し上げます。

伊藤主任 (挙手)

議長 伊藤主任。

伊藤主任 農業振興課の伊藤です。議第4号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。

令和7年3月に策定しました地域計画の区内において、農地転用のため農振除外を希望している土地所有者から地域計画の変更申出書が提出されました。これは、農業振興地域内の農用地について、地域計画の目標地図に掲載されている土地については、農振除外の手続前に地域計画からの除外を変更申出によって行う必要があるためです。

今回、地域計画の変更申出書は上郷地区から1か所、窪田地区から1か所の計2か所分が提出されており、変更理由としましては、住宅建築（上郷）及び宅地分譲（窪田）のため地域計画からの除外を申請するものです。

地域計画を変更するときは、農業経営基盤強化促進法（第19条第6項）の規定により、農業委員会、農業協同組合等の関係団体から意見を聴取する必要があります。よって本件の変更申出申請について、①山形おきたま農業協同組合、②米沢平野土地改良区、③米沢市農業委員会、④公益財団法人やまがた農業支援センターの4団体に意見聴取を依頼しているところであります。6月18日現在において、米沢平野土地改良区、やまがた農業支援センターの2団体から本件の変更申出について意見なしとの回答をいただいております。

また、関係団体からの意見聴取をお願いする前に、申請箇所周辺の市民の皆様からの意見聴取・協議を行うため、本年5月7日から5月21日までの間、米沢市ホームページに本件の変更申請及び意見募集のページを掲載し、意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、議第4号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、意見なしとすることで異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 地域計画変更申出書に係る意見聴取について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

	以上で、１の提出議題についての審議は終了しました。
	続いて、２のその他に移りますが、皆様から何かご発言ありませんか。
全 委 員	なし。
議 長	ないようですので、２のその他を終了し、以上で本日の第２３回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉 会	午後３時０７分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年6月18日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

遠藤 伊一

議事録署名委員

橋本 政美